

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

3. 次期制度改正について

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」に基づき、制度改正を行うに当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、市町村の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえて検討し、結論を得ること。

その際、介護予防サービスを受けている要支援者が継続して同様のサービスを受けられること、地域の実情に応じて安定的に事業実施できるよう適切な支援と十分な財政措置を講じること、利用者に混乱が生じないよう十分な準備期間の設定と周知・広報を行うことについて、十分配慮すること。

また、事業費の枠を設定することについては、市町村において多様な取組みに

より真に介護予防に効果がある事業の実施が求められていることを踏まえ、弾力的な対応を図ること。

- (2) サービス付き高齢者向け住宅や救護施設等の福祉施設については、「住所地特例」の対象とすること。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。また、地域において医療・介護等関係機関の連携が図られるよう、十分な支援策を講じること。
- (4) 特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定することについては、既入所者の継続入所に配慮すること。また、市町村における施設サービスや居宅サービスの整備状況は様々であり、全国一律に実施することは困難であることから、地域の実態を十分検証したうえで、結論を得ること。
- (5) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、市町村の実務者と十分協議したうえで、対応可能な市町村から段階的に実施できるようにすること。

4. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。
また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、国の責任において早急に適切な措置を講じること。
- (2) 市町村認知症施策総合推進事業を引き続き実施すること。
- (3) 特別養護老人ホームのユニット型個室について、適切な負担で利用できるような対策を講じること。

5. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の算定基礎について、特別控除等の適用対象とし、他制度との整合を図ること。

また、特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保

除料控除の対象となるよう、特例措置を講じること。

6. 要介護・要支援認定について

要介護・要支援の認定有効期間をさらに延長し、被保険者と保険者の負担軽減を図ること。

7. 介護報酬等について

平成 27 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。

8. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3) 被災自治体に取り組む介護職員確保対策について、財政的支援を行うこと。
- (4) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第 1 号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成 25 年度分から財政支援措置を講じること。

9. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 介護予防事業効果を検証するための基盤を整備し、検証結果を公開すること。